

令和元年度 第11回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月20日(木) 13時25分～14時43分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	青木慶	○	
	2番	委員	千葉力男	○	
	3番	委員	千葉三智枝	○	
	4番	委員	駒形和宣	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	菅原幹成	○	
		次長	千葉徹	○	
		主査	平沢梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第25号 農地法第3条許可処分取消願について

報告第26号 農地台帳登載申請について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第28号 農地使用貸借の合意解約の届出について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第43号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第44号 太陽光発電システム設置に伴う農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第46号 下限面積(別段面積)の設定について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時25分開会)

- 議長 ただいまより令和元年度第11回平泉町農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人
及び会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、5番鈴木正昭委員、6番石川文士良委員を、
会議書記には、事務局の千葉次長、平沢主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 菅原局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 ただいまの会務報告について質問等ありませんか。
(なし)
- 菅原局長 以上で会務報告を終わります。次に、本日の案件を上程します。事務局長より説明願います。
- 菅原局長 (本日の報告案件及び議案件数等を説明)
- 議長 それでは、報告第24号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 死亡による相続5件です。
- 議長 次に報告第25号、農地法第3条許可処分取消願について、事務局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 令和元年12月20日の総会で許可した件で、登記の申請もされていないことから取消の許可書を発行したものです。
- 議長 次に、報告第26号、農地台帳登載申請について、事務局より説明願います。
- 千葉次長 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 北上川東部土地改良区の地上権設定にあたり、現況が山林となっていたため、改めて畑として農地台帳に登載するものです。
- 議長 次に、報告第27号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 賃貸借の合意解約5件です。
- 議長 次に、報告第28号、農地使用貸借の合意解約の届出について、事務局より説明願います。

- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)
使用貸借の合意解約2件です。
- 議長 報告事項5件について、質問等ありませんか。
(なし)
- 議長 以上で報告を終わります。次に議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)
以上、所有権移転2件、賃貸借設定5件、使用貸借設定1件、地上権設定1件、いずれも農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長 案件に鈴木正昭委員の案件がありますので、鈴木委員には一時退席していただきます。暫時休憩します。(13:46)
5番鈴木正昭委員 退席
- 議長 再開します。(13:47) それでは賃貸借7番から審議します。現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。1番青木慶委員。
- 1番委員 2月13日に千葉力男委員、千條昭推進委員、千葉次長と現地調査を行い、現在耕作されている田を鈴木正昭委員が借りるということで、特に問題はないと考えます。
- 議長 それでは賃貸借7番について審議します。質問等ありませんか。
(なし)
- 議長 ないようですので採決します。議案第41号の賃貸借7番について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、許可と決定します。次に賃貸借5番について審議します。現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。1番青木慶委員。
(なし)
- 1番委員 同じく2月13日に現地調査を行い、現在耕作されている田を鈴木正昭委員が借りるということで、特に問題はないと考えます。
- 議長 それでは賃貸借5番について審議します。質問等ありませんか。
(なし)
- 議長 ないようですので採決します。議案第41号の賃貸借5番について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、許可と決定します。暫時休憩します。(13:49)
5番鈴木委員 着席
- 議長 再開します。(13:50) それでは議案第41号について現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。1番青木委員。

- 1 番委員 所有権 8・9、賃貸借 4・6、使用貸借 5、地上権 6 について、2月13日に千葉力男委員、各地区最適化推進委員、千葉次長と現地調査を行い、現在耕作されている農地を引き続き賃借人等が耕作するということ、地上権については耕作に支障がないので、特に問題はないと考えます。
- 議 長 それでは審議に入ります。質問等ありませんか。
(なし)
- 議 長 ないようですので採決します。議案第 4 1 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、許可とします。
- 議 長 次に、議案第 4 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
義経堂下の臨時駐車場として 3 年間一時転用していましたが、改めて 3 年間一時転用するための申請です。
- 議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。1 番青木委員
1 番委員 2月13日に千葉力男委員、千葉昌壽推進委員、千葉次長と現地調査を行い、この件は、引き続き駐車場としての利用があるということで、特に問題はないと考えます。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)
- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、許可相当と決定します。
- 議 長 次に、議案第 4 3 号、農地法第 2 条第 1 項に該当しないことの証明願に対する可否決定について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
昨年 9 月の農地パトロールで非農地に該当すると判定され、そのうち所有者から非農地証明願が提出されたものです。
- 議 長 暫時休憩します。(13:57)
- 議 長 再開します。(13:58) 質問等ございませんか。
(なし)
- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、可と決定します。

- 議 長 次に、議案第44号、太陽光発電システム設置に伴う農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
当初は農地転用の申請予定で、現在は農業振興地域の除外手続きを行っております。業者のほうから非農地に該当しないのかとの問い合わせがあり、非農地証明は申請主義で、証明願の提出があれば農業委員等が現地確認し、農業委員会総会で非農地の可否を決定することになると説明し、それに基づき証明願が出されております。
- 議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。1番青木委員
1番委員 暫時休憩をお願いします。
- 議 長 暫時休憩します。(14:05)
- 議 長 再開します。(14:26) 1番青木委員報告願います。
- 1番委員 議案第44号について、2月13日に千葉力男委員、千葉一男推進委員、千葉次長と現地確認を行いました。対象農地は2年ほど前まで耕作しており、農地としてすぐ活用できる状況でしたので、非農地として認められないと考えました。以上です。
- 議 長 審議に入ります。質問等ございませんか。
(なし)
- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
- 議 長 挙手なし、否と決定します。
- 議 長 次に、議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、事務局説明願います。
- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)
所有権移転4件、利用権設定2件です。
- 議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。1番青木委員
1番委員 2月13日に千葉力男委員、各地区最適化推進委員、千葉次長と現地調査を行い、所有権移転5番、10番は農地として耕作、6番、7番はトマトのビニールハウスとして利用されており、特に問題ないと考えます。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)
- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、可と決定します。
- 議 長 次に、議案第46号、下限面積(別段面積)の設定について、事務局説明

願います。

千葉次長

(提出議案の朗読、説明)

農地法施行規則第17条第1項の基準による設定は行わない。同条第2項
空き家バンクに付随した農地は1アールに設定する内容です。

議 長

暫時休憩します。(14:38)

議 長

再開します。(14:41) 質問等ございませんか。

(なし)

議 長

それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手
をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員、可と決定します。

慎重審議ありがとうございました。

これもちまして、令和元年度第11回平泉町農業委員会総会を閉会しま
す。

(14時43分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長 千 葉 賢 一 ㊟

署名人 5番 鈴 木 正 昭 ㊟

署名人 6番 石 川 文 士 良 ㊟